

平成 25 年 11 月 19 日

報道関係者 各位

株式会社同和ライン代理人
弁護士 藤 井 基

同 吉 野 史 紘

同 大久保 和樹

勝訴判決確定のお知らせ

当社が全日本海員組合らに対して訴訟提起していた損害賠償請求事件が、下記のとおり、最高裁判所の決定により当社の全面的な勝訴で終了しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本件事件について判決・決定があった裁判所及び年月日

上告審 最高裁判所第一小法廷（事件番号：平成 25 年（オ）第 730 号、平成 25 年（受）第 882 号）
平成 24 年 12 月 28 日 上告及び上告受理申立て
平成 25 年 11 月 6 日 決定

※控訴審 東京高等裁判所（事件番号：平成 24 年（ネ）第 2479 号）
平成 24 年 3 月 23 日 控訴
平成 24 年 12 月 17 日 判決

※第一審 東京地方裁判所（事件番号：平成 21 年（ワ）第 37202 号）
平成 21 年 10 月 19 日 訴訟提起
平成 24 年 3 月 12 日 判決

2. 本件事件の概要

(1) 当事者

原告・控訴人・被上告人・相手方 : 当社
被告・被控訴人・上告人兼上告受理申立人 : 全日本海員組合
全国港湾労働組合連合会
全日本港湾運輸労働組合同盟
国際運輸労連

(2) 事件の概要

本件は、当社が、全日本海員組合らに対し、

- ① 全日本海員組合らが、平成 21 年 9 月 11 日、当社の本社前の路上及びその周辺で、当社に対する抗議活動としてデモ行進を行った際、不特定多数の通行人に配布したビラに記載された内容及び全日本海員組合らが行ったシュプレヒコールの内容が、当社名誉を毀損するものである
- ② 全日本海員組合が、平成 21 年 9 月 15 日に同組合が発行する新聞「船員しんぶん」に掲載した記事の記載が、当社名誉を毀損するものである

として、損害賠償を求めたものです。

第一審は、上記①及び②のいずれも名誉毀損に当たらないとして当社の主張を排斥し、平成 24 年 3 月

12日付けで、当社敗訴の判決を言渡しました。

当社は、第一審の判決を不服として、平成24年3月23日に東京高等裁判所に控訴を提起し、当社の正当性を引き続き主張してまいりました。その結果、東京高等裁判所は、当社の主張を全面的に受け入れ、平成24年12月17日付けで、当社主張のとおり上記①及び②がいずれも名誉毀損に当たるとして、以下のとおり、当社勝訴の判決を言渡しました。

1. 原判決を次のとおり変更する。
2. 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、60万円及びこれに対する平成21年9月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
3. 被控訴人全日本海員組合は、控訴人に対し、50万円及びこれに対する平成21年9月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
4. 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
5. 訴訟費用は第1、2審を通じてこれを5分し、その2を控訴人の負担とし、その余を被控訴人らの負担とする。
6. この判決は、第2項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

これに対し、全日本海員組合らは、この控訴審判決を不服として、平成24年12月28日に最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行いました。

3. 最高裁決定の主文

本件事件の最高裁判所の決定の主文は以下のとおりです。

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

4. 最高裁決定の要旨と当社の見解

最高裁判所の上記決定は、全日本海員組合らによる上告は法律の定める上告理由に該当せず、かつ、上告審として上告受理申立てを受理すべきものとも認められないとしました。これにより、名誉毀損に関する当社の主張を全面的に認めた控訴審の判決が確定いたしました。当社としましては、控訴審の勝訴判決が確定するという形で本件事件が終了したことを高く評価しております。

以 上